

北海道と札幌市並びに京都女子大学の学生U I Jターン就職促進に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と札幌市（以下「乙」という。）並びに京都女子大学（以下「丙」という。）は、北海道内及び札幌圏域の企業の人材確保及び学生の就職活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙並びに丙（以下、「三者」という。）が相互に連携・協力を努め、学生に対し北海道内及び札幌圏域の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、北海道出身者をはじめとする学生のU I Jターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、次の事項について連携・協力して実施する。

- （1）学生及び保護者に対する北海道内及び札幌圏域の企業情報、生活情報等の周知に関すること。
- （2）学生のU I Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （3）丙の学内で行う合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- （6）その他学生のU I Jターン就職促進に関すること。

2 第1条の目的を達成するため、丙は学生に対して甲・乙が運営する就職支援窓口の利用促進のため周知を行うものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 本協定を効果的に推進するため、三者はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の見直し等）

第4条 三者のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき、又は、協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、次条に規定する本協定の有効期間中及び当該有効期間の終了後も第三者に対し、提供又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただ

し、本協定の有効期間満了までに三者のいずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者の代表者がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年(2025年) 1月 7日

甲 北海道

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

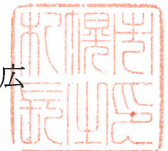
北海道知事 鈴木 直道



乙 札幌市

北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市長 秋元 克広



丙 京都女子大学

京都府京都市東山区今熊野北日吉町35

京都女子大学学長 竹安 栄子

